報　酬　額　表

顧問報酬額（月）　A

✧　人数　　報酬月額

5 人以下	11,000 円
6～10 人	16,500 円
11～19 人	22,000 円
20～29 人	33,000 円
30～49 人	44,000 円
50～69 人	66,000 円
70～99 人	88,000 円
100～149 人	110,000 円
150～199 人	132,000 円
200 人以上	別途協議

✧　顧問契約範囲の業務内容

1 労働者の入退社手続き（労働保険・社会保険）
2 労働保険料申告手続き（毎年５月）
3 社会保険料算定手続き（毎年７月および随時）
4 労働災害時の給付申請手続き
5 助成金の活用提案
6 就業規則の見直しのご提案
7.その他相談・指導

● 顧問報酬額（月）　B　手続きなし・相談は原則電話・メール

・ 月額 5,500 円　～

✧　顧問契約範囲の業務内容

1　労務管理その他労働社会保険関係に関する相談及び指導
2　各種助成金の活用の提案

● 顧問報酬額（月）　C　手続きなし・給与の確認（計算なし）

✧　月額 顧問報酬 A の半額　＋5,500 円　～

✧　顧問契約範囲の業務内容

1　給与計算後に、社会保険料　残業計算など　チェックを行います。
2　労務管理その他労働社会保険関係に関する相談及び指導
2　各種助成金の活用の提案

● 給与計算業務

✧　従量制　月額 顧問報酬 A の半額　＋　人数×550 円～2,200 円

・基本料金 11,000 円
人数１人毎 550 円～2,200 円加算　（残業時間計算の有無による）
注 賞与計算等は、１回につき、上記の計算と同様の計算による金額とします。

✧　年間契約　従量制金額を基準に年額見積もり

・契約金額の 12 分の 1 を毎月請求
・人数の変動等により毎年契約金額の見直しを行います。

● **顧問契約範囲外の報酬額**（★は、顧問報酬Ａに含まれます）

➢ 1 労働・社会保険の新規適用

人 数	労働保険(労災＋雇用)	社会保険
1～2 人	33,000 円	33,000 円
従業員１人追加	5,500 円	16,500 円

労災特別加入の場合は、別途事務組合への加入料が必要です。

➢ 2 算定基礎（社会保険）・年度更新（労働保険）★

被保険者数 3 人まで　各 33,000 円
被保険者数 4 人以上　各 44,000 円～

➢ 3 雇用保険・社会保険　資格取得喪失　★

	雇用保険	社会保険	
資格取得・喪失	16,500 円	16,500 円	合計　33,000 円

組合への書類提出　＋5,500 円
遡っての取得　＋5,500 円

➢ 4 助成金申請手続き

助成金給付額の 20%
特に難易度が高いものについては、別途協議
顧問契約がある場合は、助成金受給時にご請求致します。
顧問契約がない場合は、前受金をご請求致します。
（前受金は、不支給の場合もご返却できません）

➢ 5 就業規則、諸規程等の作成・変更

就業規則作成（新規・大幅な見直し）　220,000 円～
部分的な見直し、各種規定の作成　別途協議

➢ 6 その他許認可申請など

(1) 一般労働者派遣事業許可申請　新規・更新　165,000 円～
(2) 一般労働者派遣事業許可報告書　作成・提出　22,000 円～
(3) 訪問介護事業者指定申請　110,000 円～
(4) 通所介護事業者指定申請　165,000 円～

➢ 7 求人の申込み

(1) 求人票の提出　新規 22,000 円
(2) 変更など 11,000 円～

➢ 8　相談

※　相談料３０分　5,500 円・１時間　11,000 円
※　キャリアコンサルタント１時間　11,000 円
※　出張による場合　出張料４時間まで 11,000 円　１日 22,000 円
（交通費・実費）

金額はすべて、税込です。

桜社会保険労務士法人
社会保険労務士　松田正子
Tel 075-211-0151 Fax 075-251-6696

令和 5 年 6 月 1 日